Ш 城 守

長

知

横 Ш 城 守

前 宗

同 孫兵衛殿

平野屋半助殿

斷候はど、御寺より 哉。自餘之借物に相替候間、急度被,相濟,候而尤候。此上由 以前も度々申遣候處に、至,于今,無沙汰之由、如何之子細候 寶圓寺下祠堂米兩年之未進不"相調」由、如此預,御狀一候。此 五月十六日 理催促可遺候條、可得其意候。 謹言。

守 長判

安 政判

越

孫兵衛殿

平野屋半介殿

前,取立、來年より前波加右衞門方に可,相渡,由、被,仰出,候 寶圓寺祠堂米之儀に付而、三人方より指上候趣、 相。立御耳、此儀御存知可。被成儀に而無之候間、 可過其意候。 謹言。 何茂於。手 中納言樣

辰十二月廿三日

安房 守 政 重

> 同 越前屋喜右衛 孫兵衛殿

野屋半介殿

按するに、右辰十二月は寛永五年戊辰の書簡ならん

歸り、 年に下祠堂を立てられたるよし載せたるものなる事いちじ に沈んで深く悲まれしを、見る人聞く人、 死の士の親族を共に連れられけり。みづから香を燒き、淚 るし。又常山紀談に、前田利常大坂の軍に功有つて加賀に 其の事を記載せしゆゑに、後の諸記錄に、寬永七年或は八 賞を賜はりし時の事なるを、三壺記に寛永の再穿鑿の條に 立して、討死の諸士四十名の位牌を安置し、 顯元和四年七月の奉書にて考ふるに、寶圓寺に下祠堂を造 なん事、 向方を命ぜられしは、元和二年に諸士の戰功を穿鑿して恩 といへり。 戦死の人の追福にせられ、自ら彼の寺に

詣でし時、 討死したる士の為にとて報恩寺と云ふ一字を建立 露塵ばかりも惜しからじとて、一同に哭し泣きけ 今按するに、 此の紀談は備前岡山の藩士湯 此の殿の爲に死 寺僧をして回

論借錢事,號,祠堂錢。去年被,申,子細,之條被,遂,私明。云々又 長・晴秀連判書狀 御下知に云ふ。 鹿苑院雜掌申大心院 與相 中寺社奉行の附屬にて、寶圓寺のみならず、加能越三州中 とて、金澤町人の内より敷名主付代々勤之たり。此は舊藩 米或は寶圓寺下祠堂米と呼べり。然るに後には祠堂銀裁許 屋孫兵衛・平野屋 半助・越前屋 次郎兵衛 三人へ 裁許命ぜら 去年被送礼明淵底一處一至一大心院一者,不、載詞堂帳上。云々。 の時より起りけん。日用三昧記に、 に瓦解しけり。按するに、祠堂金などいへる名目は、利家卿 永續を取りはからひけるが、明治十七年以來苦情を醸し、遂 いへども、廢藩後は協成社と號し、更に結社して祠堂金の の寺院及び社家より金銀を出し、貸付方をば裁許し來ると け、三割は實圓寺へ下祠堂の茶湯料とし、一割は裁許三人 は傳聞の誤なりしと聞ゆ。又右下祠堂米は、家柄町人越前 淺元禎の著述にて、 へ賜はりたり。是祠堂金裁許の起原にて、之を寶圓寺祠堂 右米高を藩士中 願ひの人々へ 四割宛の 利足にて 貸付 湯淺氏は博識なりといへども、 天文五年十月廿三日晴 右一條

> 30 寺院に祠堂の名稱あるを以て名付けられしと聞ゆ。 祠は社、堂は寺院のよしなりといへり。 或は云

〇寶圓寺舊領地

總持寺爲。名代,知行四百石頂戴云々。といふ事は、左の書簡 月七日 大坂落城之砌、利光卿承,權現公之 上意、以,寶圓寺, 訴。利光卿。能州總持寺爲。名代、知行四百石致。頂戴。同年五 月十日石川郡野田村之內百二拾五石從。利光卿御寄附。同 二月河北郡月影村にて 百五十四俵二斗五升 從,利家卿,御寄 にても知られけり。 爲"總持寺之後見職、法度條目御定有」之。とあり。按ずるに、 寛永二年由來書に云ふ。當寺二代象山和尙之時、慶長四年 十九年五月廿日瑞龍公逝去、 御自筆御印有」之候。四代量山和尚之時、慶長十八年二 御引導御燒香相勤。元和元年

通候 能州惣持寺領分之儀付而、御書中幷星野五兵衞斷之通承候。 ヶ様之儀拙子一人にて 聞屆指圖難,成候。寄合所に 可,被仰 委曲忠兵衛へ申聞候條令,省略,候、恐惶謹言。

報

玄蕃判

寺 御 三月廿日

寶圓寺の下祠堂とい

ふ名目も、

元和の頃外